電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第59/61/116小委員会
事務局	一般社団法人　日本電機工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 9335-2-25（2019）
対応国際規格番号（版）	IEC 60335-2-25（第6.2版）
規格タイトル	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-25部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	電子レンジ
廃止する基準及び有効期間	J60335-2-25(H20)，3年間

＜審議中に問題となったこと＞

基本的にIECの見直しに当たり、現行規格の邦訳も確認し、意味を変えずに、理解しやすい言いまわしになるように努めて審議した。また、改訂後のIEC規格の大半をそのまま取り込み基準化した。
そのほか、IECに提案し、審議中の要求に関し、先取りすることになった項目がある。更に、総則にてデビエーションとなった、サージ保護装置のアースへの直接接続禁止に関し、電子レンジの状況を鑑み、この部分に関しては修正を加えることにした。

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
7.12	接地接続必須と、その危険性を取扱説明書に記載する要求を追加する。	クラス01機器は接地接続されることを意図しているが、取扱説明書にその要求を記載することをIECに明確に記載されていなかったため。
11.7	温度上昇試験の試験手順に最終サイクルである3サイクル目の休止時間を試験期間に含めないことを追加する。	動作＋休止を1サイクル期間としているが、最終サイクルの休止が含まれるか否か明確でなかった。現在、日本より国際提案しており審議中の内容を先取りする。
19.102	異常試験時のタイマー・制御装置の故障時の短絡部位は、1回に1箇所ずつ行うことを追加する。	複数の制御対象を順次短絡すると書かれているが、単一故障を前提としており、読み誤らないため、1回に1箇所ずつ短絡すると明記する。現在、日本より国際提案しており、審議中の内容を先取りする。
19.105	戸棚に収められる電子レンジの異常試験で、戸棚のドアを閉めて運転する時、戸棚のドアに引き戸を含むことを追加した。	日本の戸棚はドアである場合と共に、引き戸になっている場合も多く、これを鑑み、ドアに引き戸も試験対象に含まれていることを明確にする。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概　要	理　由
22.52A	JIS 総則のサージ保護装置の接地接続禁止に関して、接地端子に接続された接地線が電源電線と同等長以上で，かつ，取扱説明書等に接地接続指示がなされた機器はサージ保護装置を接地接続することを許容することを追加した。	電子レンジは、ユーザーへの接地接続実施普及活動とともに、取説への注意喚起や接地線の本体接続済品出荷などを施すことで、接地線の接続性の徹底を図った結果、左記接続条件を追加する。
A104	製品検査の試験の箇条 A104 に、漏洩電波密度測定器の較正方法について、追加されたが、方向性が明確になった後で JIS に取り込むこととし、A104 は本 JIS に含めない。	この追加内容は、製造現場の測定設備の較正方法でありながら、IEC の独自要求となっており、仕向け先が IEC 専用ではない工場は、国別の較正が必要となるため、現在日本より、全世界的に通用する内容に変更提案を出している。この付属書は参考であり、方向性が明確になった後で JIS に取り込むことにする。
AA11.8	複合電子レンジの試験方法に関し、据置形は JIS C 9335-2-6、可搬形は JIS C 9335-2-9 を適用する要求について、デビエーションからの削除	左記デビエーションは、IEC 本文に記載されたため、デビエーションではなくなった。

＜主な改正点＞

主な改正点は，次のとおりである。

なお、点線の下線を施した部分は IEC 60335-2-25 に対するデビエーションである。

a) 箇条 1 の適用範囲を IEC の文面に合わせ、附属書 BB を加え、家庭用で無い場合も規格の適用範囲である旨の例示、及びこの規格の適用範囲で無いと規定される人の明確化を行った。

b) 箇条 2 の引用規格を IEC の主旨に合わせ、IEC 60068-2-6、IEC 60068-2-27、IEC 60068-2-52、JIS C 9335-2-5 を追加。

c) 箇条 7 の取扱説明への表示事項に以下の内容を削除及び追加

－子供が監視の無い状態で電子レンジを使える条件を削除

－家庭及びそれに類する用途での使用（店舗、事務所、宿泊施設等）が意図されている旨（製造業者が機器の使用を制限する場合は，その旨を明確に記載）

－加熱用金属容器の使用禁止と、製造者が指定した容器は適用されない旨の追加

－電子レンジは食品や飲み物の加熱を意図している旨の追加

－機器の清掃にスチームクリーナーを使わない旨の追加

－電子レンジが飾りドアのある埋込形機器及び戸棚の中に置かれることを意図した場合、必ず戸棚のドアを開けておく注意文の追加

－高い場所に置かれる電子レンジのターンテーブルが食品と共に脱落するかもしれないことの注意文の追加

－クラス 01 機器は接地接続を必ず行わなければならない旨の注意文の追加

d) 箇条 11 の温度上昇試験に戸棚の中に置かれることを意図した電子レンジの試験条件として、製造者が意図する最小の戸棚で後ろと横壁に出来るだけ近づける設置条件を追加

温度試験サイクルに最終サイクル後の休止時間を含まないことの明確化

e) 箇条 15 の耐湿性に関し、作業台に置かれた容器からこぼれる液体にさらされるような場所に置かれることを意図した作業台下の電子レンジへの水こぼし試験の追加とその評価方法の明記

f) 箇条 18 の耐久試験において、耐久試験中のチェックの頻度を簡略化し試験回数を変えずに手間を削減する評価法への変更(耐久 1 万回ごとのチェックから 5 万回ごとのチェックへ変更)
ドアの開閉時のスピードを、非通電時に速めることを可能とし、全開時の扉位置を明確にした。
試験中の過加熱による試験中断を防ぐために、負荷に 500g の水やレンガを追加することを許容することを追加

g) 箇条 19 の異常運転において、追加の飾りドアのある埋込形機器及び戸棚の中で使用することを意図した機器の扉や引き戸を閉じた状態での異常運転を確認する。
異常試験において、制御装置の短絡試験で、複数のタイマー・制御装置の故障時の短絡部位は、1 回に 1 箇所ずつ行うことを明確にする。

h) 箇条 22 の構造において、以下の内容を追加
－接地端子に接続された接地線が電源電線と同等長以上で，かつ，取扱説明書等に接地接続指示がなされた機器はサージ保護装置を接地接続することを許容することを追加した。
－ 従来形の２つのドアインタロックと１つのモニタされたドアインタロックが組み込まれているインタロックシステムにおいて、ドアインタロックがコンシールされており、巧みな操作で作動してはならない旨を追加。
－ または、独立した二つのモニタされたドアインタロックが組み込まなければならず、この場合，22.105 は適用しない。そして監視装置付きの二つの独立したモニタされているドアインタロックの場合、ドアインタロックをコンシールは不要である旨の注記を追加。
－ 22.105 に図 101 の試験棒を使ったテストは１度に１つずつ使うことを明記。ドアの操作はゆっくりで、使うジグをテストプローブ B、棒、磁石と明記。
－ モニタされたドアインタロックが複数ある場合があることになったので、22.106 にそれぞれのモニタされたドアインタロックに記載を変更した
－ 22.116 項に車載用機器は振動にさらされるために振動試験の条件を追加し、各箇条の適合性を損なわず、接続部が緩まない要求を追加。
－ 22.117 項にマイクロ波漏れの保護に電子回路が使用されたとき、その電子回路が故障しても、マイクロ波漏れの保護に影響を与えないことを追加
－ 22.118 項に高い場所に置かれる電子レンジのターンテーブルが食品と共に脱落するかを確認するための評価方法を追加
－ 22.119 項に電子レンジのドア外側ガラスへの破砕試験の方法と要求事項を追加

i) 付属書 A（参考）製品検査の試験の箇条 A104 に、漏洩電波密度測定器の較正方法について、追加されたが、製造現場の測定設備の較正方法で、IEC 専用設備ではない工場は、国別の較正が必要となるため、現在日本より、全世界的に通用する内容に変更提案を出している。この付属書は参考であり、方向性が明確になった後で JIS に取り込むこととし、A104 は JIS に含めない。

j) 附属書 AA 複合形電子レンジ箇条 AA11.8 の試験動作条件に関し、日本のデビエーションであったものが新規格で注記として箇条 AA11.8 に追加されたため、デビエーションではなくなった。

k) 附属書 AA 複合形電子レンジ箇条 AA22 が追加され、
オーブンドアに対するガラス破砕試験が本文 22.119 項に追加されたため、附属書 AA には不要となり、IEC60335-2-6 の箇条 22.120 は適用しない旨を明記。

l) 附属書 AA 複合形電子レンジ箇条 AA29 が追加され、
- AA29.2 項に庫内排気にさらされるエリアの絶縁距離汚損度 3 を適用する。
- AA29.3 項にドアインタロックが全極遮断の場合、可視赤熱電熱素子への厚みの要求なし。

m) 附属書 BB 船舶に搭載される電子レンジの項目を追加
- BB3 項に屋外甲板、船内居室の定義を追加
- BB6 項に屋外甲板用機器の耐水性 IPX6 の要求
- BB7 項に本体表示として、定格周波数か定格周波数範囲を記載することにした。
- BB7 項に取説への要求事項追加　船舶搭載用であることの表示要求
  設置場所は屋外甲板、船内居室であること。固定方法を明示すること。
  また、船舶の主電源が、電子レンジの仕様に合致するかを確認する注意文を追加
- BB22 項に構造要求追加。機器が受ける衝撃に耐えるかをショック試験機に固定しパルス試験するための条件と、振動試験をするための条件と要求性能の追加

n) 附属書 BB 箇条 BB31 の耐腐食性に屋外甲板と船内居室でそれぞれ過酷条件を定め、絶縁距離や塗膜の剥がれないことを要求している

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞

規格番号：JIS C 9335-2-25　　規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	4　一般要求事項 機器は，通常使用時に起こりやすい不注意があっても，人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は，当該電気用品の安全性を確保するために，形状が正しく設計され，組立てが良好で，かつ，動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 22	22　構造 構造に関する規定全般。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前条の原則を踏まえ，危険な状態の発生を防止するとともに，発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 19 22.114	19　異常運転 機器は，異常運転又は不注意運転によって，火災の危険，及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を，できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。 22.114　基礎絶縁の故障等の一つの故障によって，ドアをあけた状態でのマイクロ波発振器の運転が可能になってはならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは，当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について，当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7	7　表示及び取扱説明 7.12　機器を安全に用いることができるように，機器には，取扱説明書を備えなければならない。	
第四条	供用期間中にお	電気用品は，当該電気用品に通常想定される供用期間	■該当	~~箇条 18~~	~~18　耐久性（個別規格で規定）~~	

	ける安全機能の維持	中，安全機能が維持される構造であるものとする。	□非該当	19..11 19.12 22.16 24.1.4 24.1.8 25.14 箇条 28	ヒンジ，マイクロ波シール及びほかの関係部品を含むドアシステムは，通常の使用で予想される摩耗に耐える構造でなければならない。 規定の試験後にマイクロ波漏れが箇条 32 に規定された限界値以下であり，かつ，ドアシステムが依然として機能しなければならない。 19.11　電子回路の故障 19.12　ヒューズの特性 22.16　自動巻取り機構の耐久性 24.1.4　自動制御装置の耐久性 24.1.8　温度ヒューズの規定 25.14　電源コードの折り曲げ耐久 28　ねじ及び接続 故障することによってこの規格に適合しなくなるおそれがある締付け部，電気接続部及び接地導通を行う接続部は，通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 1 箇条 6 7.12 箇条 15	1　適用範囲 この規格では，住宅の中及び周囲で，機器に起因して人が遭遇する共通的な危険性を可能な限り取り扱う。ただし，この規格では，通常，次の状態については規定していない。 －　次のような人（子供を含む）が監視又は指示のない状態で機器を安全に用いることができない場合 ・肉体的，知覚的又は知的能力の低下している人 ・経験及び知識の欠如している人 －　子供が機器で遊ぶ場合 6　分類 6.1　感電保護クラス　（必要に応じて，個別規格で限	

					定） 6.2　水に対する保護　（必要に応じて，個別規格で限定） 7.12　取扱説明 　取扱説明書には，次の要旨を記載しなければならない。 　この機器は，安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り，補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない。 　この機器で遊ぶことがないように，子供を監視することが望ましい。 15　耐湿性等	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には，当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 24 箇条 30	24　部品 　部品は，合理的に適用できる限り，関連する JIS に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 30.1　耐熱性	
第七条第1項	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 8 13.3 16.3 22.5 箇条 23 箇条 27	8　充電分への近接に対する保護 13.3　運転中の耐電圧 16.3　耐湿後の耐電圧 22.5　コンデンサの残留電荷による感電危険の防止 23　内部配線 27　接地接続の手段	
第七条第2項	感電に対する保護	二　接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	13.2 16.2	13.2　動作温度での漏えい電流 16.2　耐湿後の漏えい電流	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は，通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し，かつ，使用場所の状況	■該当 □非該当	箇条 11 箇条 14	11　温度上昇 14　過渡過電圧	

		に応じ，絶縁性能が保たれるものとする。		箇条 15 15.2 箇条 26 箇条 29	15　耐湿性等 15.2　約 1 ％の NaCl を含む 0.5 L の水溶液を，1 分間にわたり間断なく受皿に注ぎかける。注いだ水溶液が受皿にたまり，こぼれ落ちない場合には，受皿を水溶液で満たし，更に，0.5 L の水溶液を 1 分間にわたり追加する。 26　外部導体用端子 29　空間距離，沿面距離及び固体絶縁	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には，発火によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，発火する温度に達しない構造の採用，難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 箇条 17 箇条 19 30.2	11　温度上昇 17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護 19　異常運転 19.101~105　各機器の試験条件 30.2　耐火性	
第十条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11	11　温度上昇	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 20 22.14 20.101	20　安定性及び機械的危険 22.14　機器には機器の機能上必要でない限り，通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。 20.101　縦開きドアをもち，そのドアに荷重を載せ得る機器は，十分な安定性をもたなければならない。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	２　電気用品には，通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，	■該当 □非該当	箇条 21 22.11	21　機械的強度 21.101～105 の各種試験条件 22.11　充電部，湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は確実な取付け及び通常	

		必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。			使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は，当該電気用品に含まれる化学物質が流出し，又は溶出することにより，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	19.13 22.22 22.23 22.41 箇条31 箇条32	19.13　異常試験の判定 　試験中に，炎，溶融金属，危険な量の有毒性又は可燃性ガスが機器から漏れず，かつ，温度上昇は表9に規定する値を超えてはならない。 22.22　アスベスト使用の禁止 31　耐腐食性（必要により個別で規定） 22.23　ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油の使用禁止 22.41　ランプを除き，水銀を含む部品の禁止 32　放射線，毒性その他これに類する危険性	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が，外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条32	32　放射線，毒性その他これに類する危険性 マイクロ波漏れに対する適否は，内径が約85 mmの肉薄のほうけい酸ガラス容器に入った，20 ℃±2 ℃及び，275 g±15 gの飲料水からなる負荷を受皿の中心に載せる。機器に定格電圧を印加し，マイクロ波出力制御装置を最大設定にして機器を運転する。 機器の外面の上で計器アンテナを動かし，特にドアとそのシールに注意して，最大マイクロ波漏れの場所を突き止める。機器の外面から50 mm以上離れたところでのマイクロ波漏れが，50 W/m2以下でなければならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は，当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	19.7 22.49～22.51 30.2.3	19.7　モータ拘束試験 　人がついていない機器は，定常状態まで試験を実施する。 22.49～22.51　遠隔操作に対する規定 30.2.3　人の注意が行き届かない機器の耐火性試験	

第十五条第1項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	~~箇条9~~ 19.1	~~9　モータ駆動機器の始動（個別で規定）~~ 19.1　機器は，異常運転又は不注意運転によって，火災の危険，安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を，できるだけ未然に防止できるような構造でなければならない。	
第十五条第2項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	20.2 22.10	20.2　機器的危険 　自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に，それが危険を引き起こす引き金となってはならない。 22.10　非自己復帰形制御装置の復帰ボタンは偶発的な復帰が危険を招く場合，それが起こりにくい位置に取り付け得るか又は保護する。	
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－		原則として機器の停止状態を安全状態としているが，一般原則に基づき不意の停止が危険となる場合は，個別で規定される。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 箇条17 19.12 箇条25	10　入力及び電流 17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護 19.12　ヒューズの特性 25　電源接続及び外部可とうコード	
第十七	電磁的妨害に対	電気用品は，電気的，磁気的又は電磁的妨害により，	■該当	19.11.4 22.117	19.11.4　イミュニティ試験 22.119　マイクロ波漏れに対する保護に電子回路が使	

条	する耐性	安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□非該当		用される場合，電子回路の故障状態がマイクロ波漏れに対する保護に影響を与えてはならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	―	この規格では規定しない	家電機器に対する雑音の強さは，J55011 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は，安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7 7.14	7　表示 7.14　表示の消えにくさ	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は，前条の規定によるほか，当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り，毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経	□該当 ■非該当	―	この規格では規定しない	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。

		年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	同上	同上
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り，産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	同上	同上
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に	□該当 ■非該当	－	同上	同上

		掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				